

一般質問

2011. 6. 10

公明党県議団

庄子賢一

質問に入る前に、先の震災によってお亡くなりになった方々に対し、深く哀悼の意を表しますと共に、被災されました皆様に心より御見舞い申し上げます。

被災された皆様は一体どれ程のご苦労があったのでしょうか。想像を超える困難を乗り越えて、ようやく三ヶ月を迎えました。復興にはまだまだ多くの時間を要しますが、必ずやこの震災から立ち直り、今まで以上に美しく住みやすい地域へと発展を遂げて参りたい。そして一番苦労した地域であるがゆえに一番栄えた、と後世に誇れる宮城にして参りたいと思います。

その決意に立って大綱1点目被災者の生活支援について伺って参ります。

今回の巨大な津波によって、家屋や店舗が流失し、住む家を失って着の身着のまま避難してきた方が沢山おられます。長引く避難所での暮らしはストレスを増し、身体的疲労は限界を超えています。仮設住宅に移った方でも、仕事を失って収入の道を絶たれ、当面生活費のメドが立たない方も多くおられ、自宅に戻り何とか生活している方は、多額の修理費の工面に困惑しています。こうした被災者の方が自立した生活に向っていくために、まず何よりも必要な生活支援は、やはり義援金や生活再建支援金といった、再建のための資金を速やかに被災者へ届けることではないかと思えます。しかし県内どこに行っても支給が遅すぎるといふご指摘とお叱りを頂きます。実際義援金については日本赤十字社はじめ中央からの配分が6月3日現在366億円あまり、県に直接頂いている分が167億円ですから、実に500億円近くの温かい浄財が、全国の皆さんからすでに寄せられています。このような全国民からの真心を、いくら行政機能が低下しているからと言って、こんなにも長く滞留させるようなことがあってはなりません。

そこで伺いますが、現在市町村が交付を終えた人数は対象者の何%になるのでしょうか。また交付スピードを上げるために、交付業務の専門職員を市町村へさらに派遣し、他県からの応援を増員してでも、生活の糧を無くしている全ての被災者の皆さんへ、一刻も早く交付すべきと考えますが如何でしょうか。

また同じ事が生活再建支援金についても言えると思えます。かつて同支援金は所得制限があり、購入できる家財道具に制約があつて、

その上購入した領収書の添付が求められて、その実費分だけが支給される制度でした。それを平成19年のねじれ国会で「被災者生活再建支援法」を大改正し、全額渡しきりにして、格段に迅速な支給が出来るようになったのです。しかし6月3日現在本県の実績はわずか1,854件の交付に止まっており、被災者が生活の再建に汗している今この時に、全くと言っていい程役に立っていません。交付の実務作業は財団法人都道府県会館が行っているわけですが、膨大な事務量に人員が追いついていないようです。知事には応援職員の大幅増員と受領後1,2週間での交付を行うよう、強く申し入れて頂きたい。出来ないのであれば県に基金をつくってそこから交付し、後から財団と精算するやり方などを導入して頂きたいと思いますが如何でしょうか。

またそもそも罹災証明の届けから発行まで時間がかかり、その結果生活再建支援金の交付まで多くの時間を要しています。仮に被災者生活再建支援法第2条2項の規定にのっとり、国が示した浸水区域を長期避難世帯として県が取り扱えば、罹災証明が無くても支援金の申請が出来たはずです。現在県が長期避難世帯として認定しているのは気仙沼市、多賀城市の一部と女川町の2つの島に止まっていますが、その理由をお聞かせ下さい。

今後応急仮設住宅への入居が増えるにつれ、生活不安や様々な悩みが顕在化することと思われれます。孤独死等の悲しい事態を防ぐためにも、大半の方が仮設に入居された段階で、保健婦、看護師、介護福祉士などから人員を募って、仮設住宅の巡回相談体制を敷くべきと思いますが如何でしょうか。地域によっては仮設住宅の抽選に当たってもその後入居をためらい、避難所に止まる方も多くなっています。避難所で食事を支給されお世話して頂いた高齢者は、仮設住宅での自立生活に大きな不安を抱いております。高齢者でも障害があっても、仮設で暮らしていける医療・介護・保健等の包括的なケア体制の構築が急務です、この点について見通しを伺います。

次に膨大な行政事務の負担によって、本来の被災者支援に多くの支障が出ている問題で、被災者支援システムの導入促進を求めたいと思います。このシステムは阪神大震災後兵庫県西宮市が開発したもので、被災者の被害状況や避難先などの基本情報を一元管理することで、各種証明書の発行が迅速に行われる他、救援物資管理や倒壊家屋管理、仮設住宅の入退去管理など、様々な行政事務に力を発揮しています。本県でも山元町が震災後導入し、罹災証明などは申請の9割を発行するなど、早速効果を挙げています。西宮市ではシステムがその後進化を続け、災害援護貸付金の収納業務や、犠牲者・遺族の管理システムとして稼働しています。被災地自治体のICT担当会等で導入を図り、各市町村で被災者支援が向上するよう県と

して取り組むべきと考えますが如何ですか所見を伺います。
この項目の最後に所謂お役所仕事というものに対して意見を述べたいと思います。この3ヶ月間私達地方議員のもとには、被災された方々から数え切れない要望や意見が寄せられました。問題解決のお手伝いで市町村へ掛け合うと、それは県の許可が必要と言われ、県に問い合わせれば国が決めていることと言われ、それではと国に尋ねればそれは地方の判断に任せていますというように、譲り合いの精神に満ちたたらい回しに合うことがしばしばありました。そして相も変わらず申請がなければ対応しないと言う硬直化した体質。生活維持の危機に直面する被災者を相手にしても尚、こうした弊害が目につきます。知事の指導のもとに、県民が助けを求めてきたら責任を持って答を出すべきです。御所見を伺います。

大綱2点目は産業と企業の再生支援についてです。

この震災によって沿岸部を中心に広範囲の被害を受け、工場や設備の損壊で生産が大幅に減少し、個人消費も落ち込んでいます。雇用は求職者の急増により年代を問わず悪化、社会資本や住宅、企業など資本ストックに甚大な毀損が出て、本県産業が構造的に沈む危険にさらされているといっても良いでしょう。とりわけ中小企業の業態悪化は雇用にも大きな影響を与えることから、その緊急支援と再生への手助けが強く求められています。

国は今回特例保証制度を創設し、一般保証とは別枠で無担保1億6千万、最大5億6千万までの利用を可能とする震災向けの保証を用意しました。そのこと自体は無論歓迎ですが、実際問題被災地の企業がおかれている現実、まともな事業計画や償還見込みなど立たないのが実態で、新たな融資を受けられる状況だろうかと考えてしまいます。そもそもニューマネーを借り入れるには、既往債務の処理という課題が重くのしかかり、所謂二重債務状態を如何に回避するかが、今後の重要な中小企業支援であることが明確です。現政権が第2次補正でこの二重債務対策を盛り込むとしてはいますが、その政権が不透明です。例えばファンドを組んで債務を抱えるとか凍結するとか、具体的対策を早急に打ち出さないと企業は大変なことになってしまいます。県としても強い危機感を持ってこの問題に對峙すべきと思いますが、知事の認識と対策について伺います。

地場の中小企業が商いを続けるために、例えば仮設の賃貸事務所や賃貸の工場などを建設し、早期の営業再開を支援することも必要ではないでしょうか。この点についても取り組みを伺います。

本県の産業を物流面から牽引してきたのが仙台・塩釜港です。この震災によって岸壁に大きな被害が生じ、ガントリークレーンも使用

不能となるなど、港湾機能の多くが失われる状況となりました。それに加え外国船が入港を取りやめる抜港状態となり、年間21万TEUあったコンテナ貨物の取り扱いがゼロになるなど、原発事故による風評被害も深刻な問題となっています。本県はもとより、東北地方の復興には効率的な資財や物資の供給体制が不可欠であり、その意味からも仙台・塩釜港の復旧は喫緊の課題ではないでしょうか。私はまず大型船の入港を可能にさせ、効率的な物流体制を構築するために、向洋埠頭の12m水深を早期に復旧すると共に、高松、中野5号など外国船を含む大型船舶を受け入れる埠頭から、まず水深確保の復旧工事を急ぐべきと考えますが如何でしょうか。

また県が考える工程表では、本復旧を平成25年3月としているようですが、これではスピード感が全く感じられません。神戸港も阪神大震災の後、一度他の港に取って代わられた貨物取り扱い量が、震災前のレベルに戻らなかったそうです。いち早い港湾の復活は極めて重要です。知事には再考を求めたいと思いますが如何でしょうか。

また先に申した原発由来の風評被害による抜港状態がこれ以上続いている場合は、荷主の輸送コストが膨らむほか、港湾関連産業にも影響が広がっていきます。港湾管理者として何としてもこの抜港状態を解消し、早く本来の海運・港湾事業を取り戻せるように全力を挙げるべきです、対応を伺います。

県の災害復興計画第1事案では、ものづくり産業の振興策として、企業誘致の考えが示されています。むろん企業の誘致は地域産業を活性化させる上で必要で、これまで以上の果実を期待しますが、ですが今すぐに必要な施策は大規模な企業を誘致して、被災地の企業との取引を拡大させるということだけでなく、例えば他県企業の製造ラインを一部アウトソーシングして貰ったり、コールセンターを一部アウトソースして被災地企業が請け負えるよう支援するなど、小回りの利いた即効性のある誘致策だと感じています。この点について知事の所見を伺います。

企業支援と関連し雇用に関して伺います。先日県内のある大学を訪問し学生の就職状況を調査して参りましたが、この4月の内定率は8割に止まり、全卒業者に占める割合では僅か5割という実態にあることが分かりました。卒業生の2人に1人は就職できないと言う事実、その大学の就職担当者は、一体大学は何のためにあるのかと、溜息をついていました。また来春の卒業予定者も、通常であれば100名近い内定者が出ているこの時期に、現時点ではたったの4人という状況だそうです。内定取り消しや延期が相次ぐ中、就活する事さえままならない、それどころではないこうした被災地の大学・高校生の支援について、私はこの際、県が特別に求人開拓専門

チームを編成し、民間企業の人事担当者や労務担当者のOBなど、各界経験者による雇用開発と求人对策を強力に押し進める必要性を訴えます。何故かと言えば、先の大学で伺った話によると、他県へ就職する道もあるが、家族や地域をおいて自分だけ離れて暮らせない、地元を離れられないと言う学生が多く、いつも以上に地元志向が強まっているというのです。こうした若者の声を大事に、県としての最大限の取り組みを求めますが、知事御所見は如何でしょうか。

大綱3点目は復興への取り組みについてです。

知事は去る4月11日に震災復興基本方針（素案）を発表し、5月末震災復興計画第1次案を取りまとめました。この間国の復興構想会議でも、宮城県の震災復興会議においても、村井知事の積極的発信は大いに注目を集め、度々問題提起もされました。そうした姿勢に頼もしさを感じる県民がいる一方で、矢継ぎ早に打ち出される方針に、県民不在なのではと戸惑う声も聞かれます。この計画案でも再三「復興の担い手は県民一人一人」という言葉が出て参りますが、今その言葉を実感できる県民はどの位いるのでしょうか。大学の先生や研究者と意見を交わすばかりでなく、文字通りの担い手である県民の話を知事にはもっと聞いて欲しいと率直に思います。そして復興への歩みの中で、県民の参画と協働が目に見えるよう、最大限の努力を惜しんではならないと思います。復興への取り組みの基本姿勢として、知事ご自身の認識を伺います。

さらに復興達成までの期間を10年間とし、平成32年度を目標にしていることに関し、長すぎるのではという話も聞きます。阪神の例を見ても現実的に10年はかかるということでしょうが、10年も待てないと言う現場の声もあります。1年でも早く復興を実感できる様に道筋を示すことで、県民の皆さんはこの辛い震災に耐え乗り越える力が湧くと思うのです。スピード感ある展望を語って頂きたいと思いますが、如何でしょうか。

復興の第一歩はがれきの処理です。23年分ものがれきが廃棄物として発生し、処理するには4千億円もの巨額の費用が必要と言われていています。知事は国に対して再三に渡り2次仮置き場以降の国直轄事業化を求めてこられました。結局認められず、この後追加補正が提出されることになりました。地方の財政負担と膨大な事務作業を思えば、散々待たせたあげく地方に負担を押し付ける結論しか出さない国というのは、現場の実情を分からない無認識な政権と言わざるを得ません。いずれにせよがれきの撤去を急がなければ、いつまでも震災の爪跡を引きずり復興が見えてきませんので、迅速な対応をお願いしたいと思います。そこで伺いますが、市町村によって仮置き場へのがれき搬入に差が出ています。震災から3ヶ月、復興

への槌音を響かせ、新しいステージに進むためにも、遅れている地域のがれき処理を支援する必要があると思います。地元企業への発注を最大限確保しつつ、処理能力を上げるために知事はどんな支援をお考えでしょうか。

県は二次仮置き場の設置箇所を6箇所決めましたが、木くず、紙、プラスチック、家電、コンクリート殻など分別し、各種ストックヤード、水処理施設、破碎施設、焼却施設等を設置する事になると思います。これだけ大規模で膨大な事業のスキームについては、各施設と処理業務を個別に発注すると言うよりも、収集・運搬から分別・最終処分までを一括した提案公募型として、コストダウンとスピードアップ、そして環境への配慮について民間からのアイデアを募ってはどうかと考えますが如何でしょうか伺います。

復興を進める上で大きな障害になっている問題がクローズアップされています。それは宅地の地滑りや地割れ、そして人口法面や擁壁の崩落が県下全域に広がっているという点です。先日仙台市内の丘陵地に造成された住宅地の被害を視察した折り、住民の方々より「個人の力で修復するのは無理、行政の支援を何としてもお願いしたい」との切実な声を伺いました。修復には数百万から1千万近くの費用が相場と言われ、自力で行うのは現実的に不可能です。また梅雨入りを前に二次被害の心配も高まっています。既存の被災者生活再建支援法は家屋の被害状況に応じて、生活の支援金が支給されますが、宅地被害は対象外であり、また災害関連地域防災崖崩れ対策事業などは、擁壁など人工物は対象外とされ、適用される国庫補助は見あたりません。阪神大震災の時には、危険な民間所有地に対する特例措置として、放置すれば余震や降雨などにより被害が拡大し、第三者にも被害が及ぶ恐れがある場合など、これまでの自然がけに限らず、擁壁など人工物についても対象とする特例措置で対応していますが、この震災でもこうした措置が是非とも必要ですし、宅地被害に対する特例的な支援策もつくる必要があります。

阪神大震災の際には復興基金を造成し、その運用で3千5百億円超の事業を行うことが出来ました。現在は金利が低く同じ手法は無理でしょうが、地域固有のきめ細かな事業を行うには、いづれ何らかの資金が必要です。知事はこの宅地被害、擁壁の崩落といった問題にどのように対処されるお考えでしょうか。

子ども達にとっては、大変辛く悲しい経験だったと思います。今後は専門家による心のケアが十二分に為されるようお願い致しますが、この経験がこれからの宮城県を担う次代の人材育成に繋がることも期待します。そこで私は公立高校や宮城大学などに、防災を学ぶ専門コースや学科を設け、最新の防災学をはじめ命を守る文化を身に付ける機関を設置してはどうかと考えます。兵庫県立舞子高校は全

国でただ一つ防災・環境コースを擁していますが、以前文教警察委員会で視察した折り、特定の教科書を持たず、教師とのディスカッションやフィールドワークによって学ぶ彼らの問題意識の高さに驚きました。減災の手だて、地域コミュニティーと自主防災、初期から中・長期に及ぶ支援フェーズ変化への対応、災害弱者支援などなど、防災というすそ野の広いジャンルに果敢に挑戦し、人々の役に立とうと目標を持って学んでいたことが強く印象に残っています。今は被災後日も浅く将来の提案という形に止まりますが、地域の復興を担う新たな人材が、地元から育っていくことを被災された皆さんも喜んで下さると思います。知事に御所見を伺っておきたいと思えます。

最後に住宅共済制度について伺います。この問題はこれまで何度か本会議や委員会で提案して参りましたが、前向きなご答弁を頂くことはできませんでした。今回甚大な被害を受け改めてお尋ねさせて頂きます。住宅被害というのは建て替えや購入は勿論、修理・補修工事にも多額の費用を要します。既存の生活再建支援金や応急修理制度などを組み合わせても、決して十分な額とは言えません。無論被災者生活再建支援金は住宅の再建を意図したものではなく、あくまで生活の再建が目的ですから当然ではありますが。しかしこの震災でも明らかなように、生活再建と住宅再建は不可分であり、住宅再建の支援イコール生活再建と言っても過言ではありません。私の質問に県の答弁はいつも、県単独では難しい、知事会で要望していくというお決まりのパターンでしたが、どこに住んでいても地震災害と背中合わせの国民が、薄く広く負担し合うことで、住宅再建を可能にする被災者住宅共済制度の創設を、国の復興構想会議で取り上げ、この機会にぜひ実現して頂きたいと思えますが如何でしょうか。